

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

制定の立場で省みる日本国憲法入門 第一集

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
制定の立場で省みる日本国憲法入門 第一集
衆議院憲法改正特別委員会委員長
芦田 均 Shi-Shinsui.com

書肆心水

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

目
次

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

I

制憲作業の内側からみる

改憲案作成内閣の一閣僚としての回顧

12

いわゆる「芦田メモ」について
松本国務大臣、青ざめた顔で発言（二十二年二月十九日の閣議で）
マ草案をめぐり、政府・政党領袖会談を提案
世界のモラル・リーダーシップたれ——マ元帥、幣原首相に力説
「戦争放棄の思想は、耳新しいものではない」と私見を披露
松本・ホイットニー会談（二月二十二日）のいきさつの報告
憲法改正草案要綱発表直前（三月五日・六日）の蒼惶たる閣議

衆議院憲法改正特別委員会の委員長としての回顧

38

小委員会では、一度も採決せず
自由党、「主権在民の明規」を提案
皇室財産の規定をめぐるいきさつ
「文民」の語のあいまいさについて応酬
第九条修正の提案者としてひとつと
国の自衛権は、正当防衛権である

52 50 48 42 40 38

29 26 24 21 19 14 13

II

新憲法解釈

憲法改正の必然性	57
憲法の前文	66
第一章 天皇	73
第二章 戦争の放棄	98
第三章 国民の権利及び義務	103
第四章 国会	122
第五章 内閣	139
第六章 司法	148
第七章 財政	156
第八章 地方自治	164
第九章 改正	168
第十章 最高法規	170
第十一章 補則	173
結語	175
参考資料 明治憲法	180

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

III

新憲法と教育

新憲法成立の経緯

憲法改正が要請せられた事由

改正憲法の特色

新憲法の生まれるまで

憲法草案は誰が書いたか

「戦争放棄」の背景

てんやわんやで大詰めへ

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

書肆心水提供サンプル／個人使用の範囲でお願い致します

制定の立場で省みる日本国憲法入門

第一集

衆議院憲法改正特別委員会委員長

芦田 均

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

凡例

一、本書は、芦田均の著作から、現在の我々が「制定の立場を踏まえて日本国憲法を省みる」という趣旨にかなうものを選んで集めたものである。現行憲法第九条の「芦田修正」で知られる芦田均は、衆議院帝国憲法改正案委員会の委員長を務めた。

一、原文には旧漢字、旧仮名遣いのものもあるが、本書では、新漢字標準字体、新仮名遣いで表記した。「廿」は旧漢字ではないが特別に「二十」に置き換えて表記した。また、旧漢字ではないが、語義の通じ合う関係にあるもう一つの漢字のほうが現在普通に用いられている場合はそれを用いた（例、割期的→画期的、聯合国→連合国、意嚮→意向）。

一、現在一般にあまり漢字表記されないもの（茲など）は仮名書きで表記した。

一、送り仮名を現代風に加減した。

一、踊り字は「々」のみを使用し、その用法は現在一般の慣例にしたがつた。

一、歴史的引用文については右記諸点の表記現代化は行わずそのままに表記した。著者同時代の引用文と見るべきものについては地の文同様に表記の現代化を行つた。

一、読み仮名ルビを多少補つた。

一、鉤括弧の用法は現在一般の慣例にしたがつて整理統一した。

一、正誤を判断しかねる場合などに記す「ママ」のルビは（　）で括つて記した。

一、各テキスト間の表記不統一は基本的にそのままとしたが（満洲／満州など）、「云う」「いう」のように頻出するものは、現在一般的な表記のほうに統一した場合がある。

一、「」は本書刊行書による補注である。

一、著しく読みにくい場合に限り読点を補つた。
一、原本の見出しについていた数字類は削除した。

I

制憲作業の内側からみる

『いまの憲法をこう思う』（一九五八年、自主憲法期成同盟出版部刊）の第一のパート「制憲作業の内側からみる」のうち芦田均の部分。一九五七年十二月五日に学士会館で行われた「憲法調査会第七回総会」の速記によるもの。

SAMPLE
Shishi-Shinsui.com

改憲案作成内閣の一閣僚としての回顧

昭和二十年の十月に幣原内閣が成立いたしまして、私はその閣僚の末席を汚したのであります〔厚生大臣〕。そのために日本国憲法の起案に関与することになりました、昭和二十一年三月六日の要綱が発表せられるまで親しく憲法の問題に關係をいたしました。この改正案が衆議院に提出せられましたときには、憲法改正特別委員会の委員長の職を引き受けまして、二十一年十月初旬に憲法改正案が帝国議会を通過するまでその職に止まつておりました。その間私が知り得たる事実のうちで、今日まで議会の速記録もしくはその他の公表文として発表せられない事実について私の記憶に存するところをお話し申し上げることが何らかの御参考になれば仕合せであると存じます。

私の申し上げることは、第一段階においては幣原内閣が昭和二十一年三月六日に憲法

SAMPLE
ShoShinsui.com

改憲案作成内閣の一閣僚としての回顧

改正の要綱を発表するに至るまでの経過であります。第二段階においては比較的世間に知られていません衆議院憲法改正特別委員会の小委員会において取り扱った問題についてお話し申し上げる予定であります。

いわゆる「芦田メモ」について

話に先立ちまして皆さんの御了解を得たいことは、幣原内閣の閣議において憲法問題が討議せられたときに、私は偶然にその論議の大要についてメモを取つたものがありまして、現在私の手元に残っております。ところがこのメモはもともと歴史を書くつもりで取つたメモではないのであります。その結果閣議の論議を要約するに当つても自分の意見もしくは発言を比較的詳細に記しております。他の閣僚諸君の意見等についてはあるいは省略をしたり、またきわめて簡単に記載するに止つておることが多いのであります。この点は私自身の口から報告をするときに多少衷心忸怩たるものがあると思いますが、しかしこれをことさらに省略することもいかがと思ひますから、本日はそういう点に特に意を用い

ないお話を申し上げたいと思います。

松本国務大臣、青ざめた顔で発言（一九一九年一月十九日の閣議で）

幣原内閣が成立直後に、昭和二十年十月十一日に幣原総理大臣はマッカーサー元帥を訪問されました。その際スキヤップ〔SCAP; Supreme Commander for the Allied Powers、連合国軍最高司令官〕側から幣原総理に対して五項目の要請を出したのであります。その一項目に日本憲法の修正ということを申し出たのであります。その際幣原内閣においては十月十四日に幣原内閣の國務大臣たる松本博士を特に憲法改正担任の大臣として指定いたしましたのであります。その結果いわゆる松本案なるものができまして、一月四日に脱稿をした。その案は確かに閣議の際閣僚に配布されたのであります。ここに持つております案が閣議で配布されたる松本案であります。松本案であるということを申すのはこの書類に「憲法改正私案〔一月四日公布松本泰治〕」と書いてあります。これを見ても確かに当時提出されたる案はいわゆる松本案であったということは間違いないと思ひます。ところがその書類がいつ閣僚に配布されたかということははなはだ怠慢にして明確な日時を記憶

改憲案作成内閣の一閣僚としての回顧

いたしておりません。書いたものもありません。しかしおそくともアメリカのいわゆる憲法試案なるものが出てきた当時までの間だらうことは間違いないと思います。昭和二十一年の二月十九日に定例閣議が午前十時十五分から開かれました。以下は私が持つておるメモを半ば朗説的にお話をいたすことが時間の節約の上にも適当だと思いますから、大体そのメモを半ば朗読してお聞き取りを願いたいと思います。

この朝青ざめた松本烝治先生が発言を求めて、きわめて重大な事件が起つたと言われた。松本博士は憲法改正案についてスキヤップとの交渉の顛末を詳しく述べたいと、前提として、大体次の通りに話された。以下は、松本国務大臣の談話の要領であります。スキヤップ側ではホイットニーからなるべく早く松本案を持参せよと求められた。よつて二月初旬に改正案文と説明書とを送り付けた。先週の水曜日十三日に外相官邸において司令部側の四名、ホイットニーハッシャー等と会見した、吉田外務大臣も同席であった。その席においてホイットニーが発言して次の趣旨を述べた。ちょっと註釈を加えますが、これは松本博士がその後二、三の場所で当時の状況をお話しになつたものですがすでに印刷になつて出ております。多少その点は重複をすると 思いますが、当時私が書

き取つた限りにおいてこのメモは多少の信憑性があることと考えております。松本先生が言われるには、ホイットニーはこういうふうに言つた。日本側の案は全然アンアクセプタブル——承諾することはできない。だから別案をスキヤップにおいて作つた。此案は連合国側もマッカーサーも承認した。尤もこの案を強制するというのではない。日本国民がその要望する案なりと思う。マッカーサーは日本天皇を支持するものであつて、この案は天皇反対者から天皇のパーソンを守る唯一の方法である。日本の憲法は左翼へ移行するのがよいのである。日本国民が政治意識を得るようになればこの案に到達するに違ひない。日本はこれによつて初めて国際社会に進出することができるであろう。そういう発言を聞いた私は——というのは松本先生——一応總理に尋ねた後に返事するのがいいと考え、深く質問することはしなかつた。しかしどスキヤップ案は日本に一院制の採用を規定しておる。これはまったく危険であつて、しかもヨーロッパ諸国にはその例がない。よつて自分はアメリカにも上院制度は存在しておるではないかと尋ねたところ、ホイットニーが言うには、アメリカはステート代表の意味の上院は存在しているけれども、日本にはステートはないのだから一院制の方がシンプルでよいではないか

SAMPLE
Shoshi-Shinsui.com

と言つた。私は米国側に対してさらに改正憲法案に対する追加説明書を起草した。自分の書いた説明書の要点は次のような趣旨であつた。

一、米英はデモクラティック・コンステイティューションを持つ国であるが、それでも両国の憲法には大きな差がある。それと欧洲列強の憲法ともかなりの相違がある。その理由はもっぱら国情を異にするからである。およそ一国の法制はその国独自のバックによって成るものであつて、他国から移し替えて、その制度が容易に根を張るものではない。たとえば中南米諸国は多くアメリカ憲法をまねてフレズィデンシャル・デモクラシーを採用したけれども、たえず武力革命によつて動搖しておる。その結果において民主的制度に到達し得ないことになつておる。ドイツのワイメール憲法もまた同様であつて、その条項が執行されればドイツは純然たる民主国になつたはずである。しかるに間もなくナチスの専制政治に堕した。これも国情を異なるものが外国の制度を植え付けるとして失敗した例である。

二、以上の例によれば憲法は国民性を基礎とすることによってのみその持久性を持つのである。しからざれば專制政治あるいは暴民政治に化してしまう。各国法は原則

を同じくしておるけれども形式と内容は必ずしも同一ではない。それはあたかも植物と同様であつて、欧米のバラの木も日本に移し替えれば間もなくその香りを失うと同じことである。

三、松本案はきわめて簡素であつてかつ微温的であるけれども、その内容はほぼイギリス型の立憲政治を狙つておる。これは保守派の無用な反対を避けるためである。しかも実際の適用を見ると旧憲法に比べて革命的な変化と言うべきである。民主制度は憲法法文の決定するものではなくて、国民の政治的教育と意欲とによるものである。故に反動を避けようとするならば改革はすこぶる漸進主義によらなければならぬ。修正案はまったく以上の趣旨に基くものであつて、日本には今なお反動思想的底流あるを知つておるからかような形にしたのである。修正を要すべきものがあるならば具体的に御指摘を願いたい。云々

といつたこのノートは二月十八日に使をもつてホイットニーに送り届けた。そのときホイットニーは使の者に向つてこう言つた。松本修正案はスキヤップ案とは違う。プリンシップルとベイシック・フォームズとがアクセプタブルなりや否や二十日午前中に内閣か

ら返事をもらいたい。もしアクセプタブルでなければアメリカ案を即刻発表して輿論に問うことにする、と言づけをしてよこした。

マ草案をめぐり、政府・政党領袖会談を提案

以上松本国務大臣の報告が終ると三上内務大臣、岩田司法大臣は総理の意見と同じくわれわれはこれを受諾できないと言い、松本国務大臣すこぶる興奮の態に見受けられた。

自分はこのとき末席から発言して、もしアメリカ案が発表せられたならばわが国の新聞は必ずこれに追随して賛成するであろうし、またその際に幣原内閣が責任はとれないといって辞職をすればアメリカ案を丸呑みにする連中が出てくることは明瞭である。ことにホイットニーは日本の憲法は左に傾くことがいいのであるとまで言っておるのでありますから、次いで来たるべき内閣がどういう性格のものであるかということは大体想像ができる。来たるべき総選挙の結果を考えるとまことに憂慮すべきものがあると思う。松本先生は声に応じて自分に賛成をされた。農林大臣も私の意見を支持された。そ

うしてアメリカの案は形に見るほど大懸隔あるものとは思われないから正面から反対する必要はないという意見であった。安倍文部大臣は、こういうことを言いました。アメリカ案を反駁するには内閣の改正案について確信のあるところまで固めておく必要があるのであるが、現在の松本案は内閣案として確定したものではあるまい。内閣案を決定するには他の閣僚の意見を発表する機会を与えてもらいたいと述べた。

すると幣原総理大臣は、松本案であつて内閣案ではない。しかし問題が重大であるから至急マッカーサーを訪問して話をしたいと言られた。そこで私が出した案がここに書いてあります、これは大勢に関係のことありますから一切省略をいたします。ただその中の一点として、私はこの際政府は各政党領袖の意見を徴して、しかるのちにアメリカ側に回答したいということを言つた。ところが松本国務大臣はそう早くそういう協議が運べるものではない。また自分としてはアメリカ案を基礎とするような修正案をもう一度書き直そなことは嫌だし、またできもしないと言われた。しかし形勢がこうなつた以上、ぐずぐずしているとスキヤップ案が洩れるにきまつておる。政府としては何とか早く手を打たなければならぬという意見が圧倒的であります

衆議院憲法改正特別委員会の委員長としての回顧

次に憲法改正特別委員会の委員長として私が知り得たる事実の中で、今日まで国会の速記録もしくはその他の公表文においてあまり多く知られていないだらうと思われることを御報告申したいと思います。もつともその中には皆さんがすでによく御承知の事実を多少さしさえさんであります、これは前後の脈絡上やむを得ず付け加えたものであります。

小委員会では、一度も採決せず

第九十帝国議会において憲法の審議は昭和二十一年六月二十一日に始まりました。本会議及び特別委員会で多くの質疑応答が行われたのち、特別委員会は七月二十三日に小

SAMPLE
Shishi-Shinsui.com

衆議院憲法改正特別委員会の委員長としての回顧

委員会を設けて憲法の修正について本委員会に成案を出すようなどとあります。この小委員会は日本自由党、進歩党、日本社会党の三大政党のほか、当時ありました二、三の小会派の代表者を加えて十四名の委員から成り立っておりました。七月二十五日からその仕事を始めたのであります。この小委員会は、最初に、この委員会は秘密会として速記録を公表しないことをきめました〔現在衆議院ウェブサイトにて公表中〕。また小委員会の議事は超党派的にそうして敏速に進行するように委員において申し合せをいたしましたが幸いその討議は終始建設的な意見の開陳によって円満に進行することができました。この委員会はいまだに一度も採決によつてことをきめたことはありません。小委員会は修正の基本方針として

一、原案を大幅に修正することは占領軍従来の方針に鑑み、到底その同意を得る見込みがないから、大体原案を中心として修正すること。

二、憲法の用語については、言語体を用い、なるべく平易な言葉づかいとし、翻訳体らしき個所は極力書き改めること。
に意見の一致を見たのであります。

自由党、「主権在民の明規」を提案

小委員会の修正は前文及び各章节に亘つてかなり複雑多岐にわたつております。ここにはそのうちから主な点について陳述するに止めまして速記録に現われておる事実は省略いたします。まず前文のうちに主権在民の文字を入れるか入れないかという点、これはわが国の国体護持の論や、国体と政体との差別論などで天皇機関説以来の大命題にふれるために、ある意味では憲法改正中の最大問題であつたと言えましょう。尤も政府の憲法改正案は実質的にはこれを解決していたのですが、文句があいまいであるといふ意見が非常に強かつた。しかし世間にも議会にも明瞭に主権在民の文字を使うことを避けたいという空気は多分にあつたと思います。ところが憲法小委員会は前文に書いてある国民の総意が至高なるものであるという辞句は誤解を招くおそれがあるから卒直簡明に「主権が国民にあることを宣言し」と改めるべきであるという自由党修正案が出て、他の箇条と共に七月二十五日に江藤委員から提案の説明をいたしました。なぜ自由党がこれを提案したかという動機については今日まで多少明らかにされていない点があ

衆議院憲法改正特別委員会の委員長としての回顧

りますから、この機会に一言申し述べておきます。

七月二十四日に幣原国務大臣から私に話があるというので閤僚室に行つて会いました。そうすると幣原国務大臣は国民主権という文字を前文に挿入したいというのがG H Qの要望であるがどう思うかということでありました。私はそれは結局辞句の問題であって、内容を変えることではないし、この際思い切ってはつきりすることがよいと思いましたと答えました。その結果を持ち帰つて私は自由党の委員に相談をして二十五日にこの案を出したのであります。このとき進歩党は一応考え方をもつてもらいたい、明日返事をすると申しました。社会党はその提案には賛成だけれどもこの修正を自由党の提案とされるることは困る。各党の共同提案としていることで協議の結果、各派共同の提案としてこれを採択するということにきめたのであります。そのことは多分小委員会の速記録にはつきり出ておると思います。

昭和二十一年三月六日に憲法要綱が発表せられて、帝国議会が十月初頭に審議を終るまでの期間においてG H Qが追い討ちに修正の要求を行なつた。主なる問題は私の承知する限り約三点であります。という意味は憲法要綱を発表するときにすでに完全に司令

部との了解の下にこれを発表したのであります。その後に至つてさらに司令部からかれこれと修正の案を持ち出されるとはわれわれは予期していなかつたのであります。その第一は、憲法前文に主権は国民にあるという文字を明白に書けということの要望。

第二は、第八十四条の、すなわち原案第八十四条の皇室財産に関する条項。
第三は、現行憲法第六十六条第二項の文民の規定。そしてこれと相並んで第六十七条の修正。

この三点であつたと考えます。

皇室財産の規定をめぐるいきさつ

皇室財産の問題を規定する原案第八十四条、現行の八十八条は当時の政界に波瀾を与えたものでありますから、少し詳しく説明をいたしたいと思います。政府の原案には世襲財産、世襲財産というのは英文でヘレジタリー・エステーツと書いてあります。「世襲財産以外の皇室の財産はすべて国に属する。皇室財産から生ずる収益はすべて国庫の

SAMPLE
Shishi-Shinsui.com

衆議院憲法改正特別委員会の委員長としての回顧

収入とし、法律の定める皇室の支出は予算に計上して国会の議決を経なければならぬ」とあります。その中で皇室の経費を予算に計上して国会の議決を経るということはすでに多年の慣行でありますから何人が見てもこれに反対することはない。ただそれまでの文句については各派とも不満の意見を持つておりました。つまり世襲財産以外の皇室財産はすべてまき上げるというのでありますから、その点に不満を持つということは敗戦直後の混乱期において天皇の御地位さえも不安であったころの空気から見れば人心に大きな衝撃を与えたことは無理ではなかつたと思ひます。それに世襲財産とは一体何を言うのか、ヘレジタリー・エステーツとは何を言うのかということがよくわからないう。その次の項の皇室財産、これはインペリアル・プロパティと英語で書いてある。これらは皇室の私有財産を含むのか含まないのかということがまたはつきりしない。

それから皇室財産から生ずる収益はすべて国庫の収入とする、と書いてある。財産権を認めながらその収益は国庫に取り上げるということは所有権の観念とは相容れない。要するに皇室財産を——皇居をも含めて——国庫にまき上げるということは当時の国民感情にそわない書き方であるというのが反対理由のおもな点であります。また立法技術